

令和5年度

第4回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会

令和5年8月7日（月）9時30分から

山口地方合同庁舎2号館5階共用会議室

議 題

- 1 金額審議について
- 2 山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程の改定について
- 3 審議結果

山口地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、山口地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山口労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、山口労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山口労働局長に通知するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りでない。

(委員の欠席)

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条の2 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれのある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(テレビ会議システム)

第5条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 委員は病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(意見及び建議の提出)

第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、山口地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営規程に関し必要な事項は、協議のうえ部会長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年7月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成16年6月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規定は、令和5年8月〇日から施行する。

山口県最低賃金額と生活保護費の比較について

1 山口県最低賃金額（令和4年10月13日改定分）

- (1) 比較する最低賃金額は1時間888円。
- (2) 生活保護費は月額であるため、最低賃金額に1月の所定労働時間である173.8時間(40時間/週×52.14週/年÷12か月)を乗じることにより月額換算をしている。
- (3) 生活保護費には税金等がかからず、最低賃金額から税・社会保険料等を控除した手取り額と比較する必要があるため、可処分所得割合は0.816（前年度は0.817）を乗じて算出している。
- (4) 最低賃金額の計算式は「 $888 \times 173.8 \times 0.816$ 」になり、計算結果は125,937円となる。

2 山口県における生活保護費（令和2年10月改定分）

- (1) 若年単身（18～19歳、単身世帯）を対象として算出
- (2) 生活保護費は「生活扶助基準（第1類費及び第2類費基準額の合算額＋第2類費冬季加算＋期末一時扶助費）＋住宅扶助実績値」で算出している。
- (3) 第1類費、第2類費及び期末一時扶助費については、地域によって金額が相違しているため、人口加重平均で算出している。
- (4) 第1類費及び第2類費の合計額
 - 2級地—1： 71,460円、2級地—2： 71,460円
 - 3級地—1： 68,430円、3級地—2： 66,940円
- (5) 人口加重平均は、令和2年国勢調査（人口等基本集計）による市町別の人口を基に集計した。
 - 1級地： 0人
 - 2級地—1： 449,017人（下関市、山口市）
 - 2級地—2： 543,214人（宇部市、防府市、岩国市、周南市）
 - 3級地—1： 329,633人（萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市、和木町、田布施町、平生町）
 - 3級地—2： 20,195人（周防大島町、上関町、阿武町）
- (6) 冬季加算地区はⅥ区
 - 加算額：2,630円
 - 加算される期間：5ヶ月間
- (7) 期末一時扶助（対象期間は1か月間）
 - 2級地—1： 12,880円、2級地—2： 12,250円
 - 3級地—1： 11,610円、3級地—2： 10,970円
- (8) 住宅扶助実績値は「令和3年度被保護者調査 年次調査（個別調査）」のデータを使用し、1世帯当たりの住宅扶助の値となる。
また、山口県においては、下関市における当該値が独自に定められているため、

世帯加重平均で算出している。

山口県（下関市除く）： 18,059.7 円（6,924 世帯）

下関市：19,322.4 円（2,576 世帯）

（9）計算結果、生活保護費は 91,169 円 37 銭となる。

3 山口県最低賃金額と生活保護費との比較

山口県最低賃金額－生活保護費＝125,937 円－91,169 円 37 銭＝34,767 円 63 銭

この結果、山口県最低賃金額が生活保護費を上回っていることが明らかになったものである。